

大阪市立此花作業指導所
指定管理者募集要項

平成27年8月

大阪市福祉局

【目 次】

	頁
1 指定管理者選定の目的（公募の趣旨、目的、使命等）	1
2 施設の概要	1
3 施設の管理運営	1
4 指定期間	6
5 申請資格	6
6 失格事項	6
7 指定管理者として果たすべき責任	7
8 事業報告書の提出	8
9 提案を求める内容	8
10 申請上の注意事項	9
11 提出書類	9
12 危険負担	10
13 申請手続	12
14 指定管理予定者の選定	13
15 協定の締結	14
16 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項	15
17 担当	16

大阪市立此花作業指導所指定管理者募集要項

1 指定管理者選定の目的（公募の趣旨、目的、使命等）

大阪市立此花作業指導所（以下、「此花作業指導所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 13 項に規定される就労移行支援及び同条第 14 項に規定される就労継続支援であり、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上、また、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを目的としています。

今般、この施設について設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度により適切な施設の管理運営主体を募ることとしました。

2 施設の概要

- (1) 名称 大阪市立此花作業指導所
- (2) 所在地 大阪市此花区四貫島 2 - 26 - 17
- (3) 此花作業指導所の概要

開設年月	昭和 60 年 6 月
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 1 階部分 (此花区子ども・子育てプラザと合築)
敷地面積	1,576.62 m ²
建築面積	714.47 m ²
延床面積	636.71 m ²
定員	40 名

定員の内訳は以下のとおりです。ただし、指定管理者は本市と協議のうえ、あらかじめ市長の承認を得て、就労移行支援と就労継続支援（B 型）の内訳数を変更することができるものとします。なお、定員総数は変更できません。

内 訳：就労移行支援	20 名
就労継続支援（B 型）	20 名

主な設備等 事務室・会議室・食堂兼集会室・厨房・作業室 1・作業室 2・
医務相談室・更衣室 等

3 施設の管理運営

- (1) 管理運営方針・基準

目的及び管理運営の基本方針

此花作業指導所は、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上、また、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを目的として、大阪市立障害者就労支援施設条例（以下「就労条例」という。）に基づき設置された大阪市の公の施設で

す。

指定管理者は、利用者の安全確保や利用に支障をきたさないことに配慮し、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の管理運営を行うと共に、公の施設であることに留意して、関係施設・機関との連携を図りながら、設置目的を達成することを基本方針とします。

休館日及び供用時間

施設の休館日及び供用時間が以下のとおりです。ただし、設備の補修、点検、又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て休館日若しくは開館時間を変更することができるものとします。

- ア 休館日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- イ 供用時間：午前 9 時から午後 5 時まで。

施設の利用条件

ア 入所資格

此花作業指導所に入所できる者は、以下のとおりです。

- ・障害者総合支援法第 19 条第 1 項の規定により訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給決定を受けた者
- ・身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項の措置に係る者
- ・知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 の措置に係る者

イ 入所許可

- ・就労条例第 5 条に基づき、指定管理者は此花作業指導所の施設を入所しようとする者の許可を行います。
- ・公的利用における優先利用の調整及び施設の目的外使用許可は市長が行います。

ウ 入所許可の取消し等

- ・就労条例第 6 条に基づき、指定管理者は此花作業指導所に入所しようとする者の入所許可の制限や取消し等を行います。

利用料金の取扱い

ア 利用料金

此花作業指導所の使用に係る料金(以下、「利用料金」という。)については、就労条例の定めるところとします。

イ 利用料金の収入

利用料金は、当該指定管理者の収入とします。

ウ 利用料金の徴収

利用料金は、就労条例第 8 条に基づき、此花作業指導所利用者から徴収してください。

(2) 指定管理者の業務の範囲

施設の運營業務

- ア 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援の実施
- イ 各種の相談事業
- ウ 館内における安全管理及び衛生管理
- エ その他市長が必要と認める事業

関係機関との連絡調整

関係機関・団体等のネットワークの構築により、地域の特色を踏まえた円滑な施設運営に努めること。

施設の総合管理に関すること

- ア 業務上必要な人員（臨時的な要員等を含む）の配置、管理、指導、給与等の支払及び人権研修等必要な研修の実施
- イ 本市ほか関係官公庁、機関への各種申請・報告・連絡調整
- ウ 本件業務の利用料金にかかる金銭、物品の出納及び収支精算
- エ 施設維持管理、事業運営に必要な各種会議の通知、開催、運営及び業者との連絡調整、点検、確認及び指導業務
- オ 電気設備保安点検業務
- カ 防火管理業務
- キ 労働安全衛生推進業務
- ク 利用者の安全確保及び防災並びに事故発生等の緊急事態への対応業務
- ケ その他円滑かつ良好な施設管理に必要な業務

建物及び付属設備の維持保全業務

ア 運転監視及び保安業務

- ・電気機械設備について、各設備を安全かつ効率的に運転・監視するとともに、適切な保安業務を実施すること。
- ・各設備の運転中、操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去もしくは適切な対応をとること。

イ 清掃等

常に施設及び施設周辺を良好に保つこと

- ・日常清掃、定期清掃
- ・廃棄物処理
- ・害虫駆除
- ・植栽の管理

ウ 建物の維持保全業務

常に建物の維持保全に留意すること

- ・建物全体及び設備機器の補修・修繕については、「12 危険負担」(P11)のとおりとする
- ・サービス提供に伴って基幹的な施設・機器等が損傷した場合、施設管理上の瑕疵が

- あるときは指定管理者の負担とし、それ以外は市と指定管理者の協議のうえ定める
- ・サービス提供に伴って生じた、施設及び付属設備の損傷等の小規模な補修・修繕は指定管理者で行うこと
 - ・施設運営に必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと
 - ・設備の定期点検及び法定点検については、原則として指定管理者が実施する。ただし、点検時に本市の担当者が立ち会う場合、指定管理者は協力すること

その他の業務

- ア 指定期間終了にあたっての引継業務
- イ 本市からの指示に基づく資料作成業務
- ウ 指定管理者の自己点検
- エ 本施設への視察、見学者（団体）等への案内、対応業務
- オ その他本施設の管理運営に関して、本市が必要と認める業務

その他留意点

業務の実施に関する細目事項については、協議のうえ協定書で定めます。

（３）業務の再委託

業務の全部を第三者に委託してはなりません。また、本要項３（２）において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。業務の処理の一部を他に委託する場合は、本市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、業務の一部を他に委託している場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

業務を他に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

（４）職員の配置

施設に配置される職員は、公の施設の管理者として自覚を持ち、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに、施設の設置目的を理解し、それにふさわしい業務遂行能力を有する者を配置してください。

次のアからウまでの職員のほか、大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 4 日条例第 13 号）、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）を遵守した人員配置を行ってください。

ア 設備保守点検担当者

日常の安全かつ効率的な運転・監視と機械設備等の適切な保安管理、管理備品や施設設備等の維持・保守の業務に携わることができる、知識と技術力を有する職員を1名配置してください。

なお、当該業務担当職員については、此花作業指導所担当職員で、それぞれの業務遂行能力を有し、施設の管理運営における個々の業務に支障のない範囲で兼ねることができます。

イ 管理事務担当者

施設の利用申込の受付や許可をはじめ施設の維持管理全般にかかる庶務関係業務（会計管理、出納管理、各種契約事務、関係官公庁への各種申請や報告、設備機器の維持管理等）を主たる業務として携わることができる業務遂行能力を有する職員を配置してください。

なお、当該業務担当職員については、此花作業指導所担当職員で、それぞれの業務遂行能力を有し、施設の管理運営における個々の業務に支障のない範囲で兼ねることができます。

ウ その他

業務を遂行するにあたり必要となる人員数については、精査のうえ、指定管理者の責任において適宜利用料金額等の範囲で必要人数を配置し、開館時間内全てにわたり、利用者に不便を与えないよう、人員数、勤務シフト、休暇体制に留意してください。

- ・開館時間内は法定基準を満たした職員を配置することとし、常勤職員の中から責任者として常時1名を配置してください。
- ・当該施設に専任の甲種防火対象物の防火管理者を配置してください。
- ・本市との連絡事務担当者を専任の常勤職員から専任してください。
- ・その他、提案内容に基づき、必要な担当職員を適宜配置してください。

(5) 経理に関する事項

施設運営に関する経費

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス費における訓練等給付費等及び利用料金を充当していただきます。

利用料金

就労条例第8条に基づいて使用者から徴収した利用料金により運営してください。

管理口座

利用料金にかかる収入及び支出については、本件専用の独立した口座で管理してください。

その他

災害等、不測の事態が発生した場合は、本市と指定管理者において協議します。

(6) 指定管理者の自主事業の実施

指定管理者は、施設の趣旨目的に沿った自主事業を実施することができます。自主事業の内容については事業計画書にて提案していただきます。なお、実施にあたっての詳細は、別途協定で定めます。

(7) その他留意事項等

- ・本市が実施する施策・事業等について、此花作業指導所を使用する場合には、その使用についてご協力をいただくこととなります。
- ・指定期間中の管理状況（経理状況も含む。）や利用者からの要望や満足度については、把握し、本市に報告していただきます。

4 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

ただし、市長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

5 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める内容をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。個人での申請はできません。また、申請一団体（グループ）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

- (1) 就労条例第 12 条各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当していないこと
- (3) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (6) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと
- (7) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
- (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること

6 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- (1) 5 に定める申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けた場合
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
- (4) 申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合
- (5) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (8) 提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合
- (9) 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入または支出の見込みについて著しく妥当性を欠くと認められる場合
- (10) その他不正・不誠実な行為があった場合

7 指定管理者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、大阪市個人情報保護条例及び大阪市情報公開条例（以下「公開条例」という。）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行っていただきます。

(2) 情報公開への対応等

指定管理者は、公開条例の趣旨を踏まえ、施設管理に関する情報の公開に努めなければなりません。

なお、指定管理業務に関わって作成され、本市に提出された文書は、本市が保有する公文書として情報公開請求の対象となります。また、指定管理業務に関わって作成されたものの、本市が保有していない文書については、本市は、指定管理者に当該文書を提出するよう求めることができ、指定管理者は、これに応じなければなりません。（本市と指定管理者との間で締結する協定に盛り込みます。）

また、指定管理者は、指定管理業務に関わって作成した文書等を適正に管理することとし、指定期間終了時に、本市の指示に従って保管文書等を本市に引き渡すこととなります。

(3) 法令等の遵守

此花作業指導所を管理運営するに当たっては、次の法令等を遵守してください。

障害者総合支援法、障害者基本法、身体障害者福祉法、社会福祉法、その他関係法令等

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、消防法及び建築基準法その他関係法令等
就労条例及び同条例施行規則その他関連規定等

(4) 公正採用への対応

「大阪府公正採用人権啓発推進員設置要綱」及び「大阪労働局公正採用選考人権啓発

推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所においては、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置する必要があります。

(5) 障がい者法定雇用率達成への取組み

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。

応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を中心に誠実に履行してください。(様式6参照)

(6) 研修の実施

指定管理者は、施設の管理業務に従事者が適切に遂行できるよう、人権研修等必要な研修を行っていただきます。

(7) 情報セキュリティの管理

業務の履行に際して必要となる情報資産に関する情報セキュリティについては、大阪市情報セキュリティ管理規定第11条の規定に基づき、適正な管理を行っていただきます。

8 事業報告書の提出

(1) 令第244条の2第7項の規定により、指定管理者は一事業年度が終了するご

とに、指定管理業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を速やかに市に提出することになります。なお、前記に関わらず、本市が必要と認める場合には、事業内容及び経理の状況等について速やかに報告を行っていただきます。

(2) 報告内容としては、指定管理業務の実施状況、施設の利用状況、事業の実施状況、管理運営・事業に要した経費等の収支状況、設備機器等の点検結果報告等の事項を想定していますが、具体的には別途指示します。

9 提案を求める内容

(1) 所管部署の要求に対する提案

施設の果たすべき役割についての考え方、事業計画や利用者の支援計画の策定方針、権利擁護の取り組み、職員体制、収支計画やサービス向上策、利用促進・施設の有効利用についての提案を求めます。

(2) 応募団体に関する項目

団体の経営方針・経営状況、同種施設の運営実績・運営状況、専門性のある職員などの人的・技術的資源、人材育成についての考え方や、人権についての考え方、研修の計画・内容について提案・報告を求めます。

(3) 管理運営に関する事項

施設の運営理念・方針や運営に対しての熱意、運営の公平性・公共性の確保、安全管理のための危機管理体制や防災マニュアル、研修の取り組み、虐待防止の取り組み等、利用者ニーズの把握への取り組みや苦情解決体制の整備、サービスの自己評価、他施設や地域等との連携についての提案・報告を求めます。

(4) 応募団体の取り組みとして評価すべき事項

環境への取り組みや就職困難者等の雇用への取り組み、個人情報保護に関する取り組みについての提案・報告を求めます。

10 申請上の注意事項

- ・申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ・提出期間終了後の申請書類の内容変更及び書類の追加は認めません。
- ・申請書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。
- ・申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。
- ・申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ・申請書類は、公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

11 提出書類

(1) 申請しようとする法人等は、次表に掲げる必要書類を各正本1部、副本6部(複写可)を提出してください。なお、様式例1～7にかかるデータをCD-Rにコピーし、申請書類に添えて提出してください。(使用ソフトは、マイクロソフトWord、Excelとします。提出時点において、ウイルスチェックを行っておくこと。)

必要書類は、審議資料になりますので、ページ番号を入れるとともに、可能な限り両面にし、「必要書類」の順に整理し、項目ごとに右端にインデックスラベルをつけるなど、わかりやすいものにしたうえで、1部ごとにA4ファイルに綴じて提出してください。

なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りする等、提案事業者が確定できる記載は行わないでください。事業者名等が判別できると判断した場合は、大阪市で黒塗りする場合があります。

(2) 必要書類が不備の場合、申請を受付いたしません。

(3) 提出された書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。

<p>(1) 指定管理者指定申請書 様式1に必要事項を記入すること指定管理者に指定した場合、この申請者を指定することとなる。</p>	<p>様式1</p>
<p>(2) 指定管理者指定申請に係る誓約書</p>	<p>様式2</p>
<p>(3) 法人の概要 現在の法人等の概要、出資者名簿、職員研修実績の状況について記載すること。</p>	<p>様式3</p>

(4) 法人の登記簿謄本または登記事項証明書 申請書提出日より3ヶ月以内に発行された最新の内容が反映されているもの。	各種証明書 (原本)
(5) 法人の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類 最新の内容が反映されているもの。	任意様式
(6) 事業報告書、損益計算書等財務諸表、貸借対照表及び財産目録 直近3事業年度の実績を報告すること。(ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、これらに相当する書類。)財産目録がない場合はその旨を記載した書類を提出すること。	任意様式
(7) 法人の事業計画書及び収支予算書 申請日の属する年度のものを提出すること。	任意様式
(8) 法人の印鑑証明書 申請者が登録している印鑑で、提出日において発行日から3ヶ月以内のもの。	各種証明書 (原本)
(9) 役員の名簿 法人において役員と位置づけている者全員の名簿とする。	様式4
(10) 役員の履歴書 (9)で提出した名簿全員の履歴書とする。	任意様式
(11) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その3」または「その3の3」で提出すること。なお、申請日において発行日から3ヶ月以内のもの。	各種証明書 (原本)
(12) 本部所在地の市町村民税(東京都の場合は都民税)の納税証明 直近3年度分を報告すること。	各種証明書 (原本)
(13) 障がい者雇用状況報告書の写し及び障がい者雇入れ計画書 障がい者雇用状況報告書(厚生労働大臣の定める様式。公共職業安定所に提出義務がない場合は様式5の「障がい者雇用状況報告書」)及び障がい者法定雇用率未達成企業にあつては、障がい者雇入れ計画書(様式6)について、平成28年度から平成32年度までの5年度分を提出すること。	報告書写し (又は様式5) 様式6
(14) 大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書 様式7については、平成28年度から平成32年度までの5年度分を提出すること。	様式7
(15) 指定申請に関する意思の決定を証する書類	任意様式
(16) 法人の沿革や事業内容がわかるもの 対外的に発行しているパンフレット類、類似施設での「施設だより」等	任意様式
(17) 選定結果通知用封筒一式 長型3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、切手242円(特定記録郵便相当)を貼付したものを1通	

12 危険負担

指定期間内における主なリスクについては、以下のとおりとします。

段階	リスクの種類	内容	負担者	
			市	指定管理者
共通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
	第三者賠償	施設の維持管理、運営において第三者に損害を与えた場合		

	資金調達	必要な資金の確保		
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
		指定後のインフレ・デフレ		
	金利	金利変動		
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期 1	協議事項	
	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止		
指定管理者の責任による遅延・中止				
指定管理者の事業放棄・破綻				
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		
準備段階	引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担		
管理運営段階	施設競合	競合施設による利用者減、収入減		
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		
	管理経費の膨張	市以外の要因による管理経費の膨張		
	施設の損傷	施設、機器等の損傷 2	協議事項	
		管理上の瑕疵によるもの		
	債務不履行	市側の事由による協定内容の不履行		
		指定管理者側の事由による協定内容の不履行		
	性能リスク	市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		
	損害賠償	施設、機器の不備による事故 3	協議事項	
		施設管理上の瑕疵による事故 3		
管理リスク	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休館等に伴うもの			

1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。
- ・復旧可能な場合の復旧に要する経費については、指定管理者と協議する。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・市は、指定管理者に対する休業補償を行わない。

2 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- ・サービス提供に伴って基幹的な施設・機器等が損傷した場合、施設管理上の瑕疵があるときは指定管理者がそのリスクを負うものとし、それ以外は市と指定管理者の協議のうえリスクの分担を定めることとする。ただし、基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷は、指定管理者の瑕疵の有無にかかわらず、指定管理者の負担とする。
- ・基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等は、指定管理者が補修更新す

るものとする。なお、当該施設等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて原則として市の所有とする。

(注) 基幹部分とは建物本体(壁、柱、床、はり、屋根及び階段で構造上重要な構造物)を指す。

3 施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故への対応

・施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

13 申請手続

配布・受付等にあたっては、いずれも、土曜日、日曜日及び休日には行いません。

(1) 募集要項の配布

配布期間 平成27年8月3日(月)から平成27年10月2日(金)
午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時30分

配布場所 大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所6階(東側)

募集要項及び添付資料については、大阪市ホームページからダウンロードできます。

(2) 指定管理者指定申請書の提出

提出期間 平成27年9月18日(金)から平成27年10月2日(金)まで
午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時30分

提出場所 大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所6階(東側)

提出方法 申請に必要な書類を添付して持参してください。送付、ファックス等での提出は不可とします。

(3) 説明会及び現地見学会

申請にかかる説明会及び現地見学会を、次のとおり行います。申請予定者はできる限り参加してください。

開催日 平成27年8月26日(水)
午後2時30分～午後3時30分(受付は午後2時15分から)

開催場所 大阪市立此花作業指導所
(住所)大阪市此花区四貫島2-26-17
(最寄駅:阪神なんば線「千鳥橋」)

参加申込 説明会に参加を希望する法人等は、説明会参加申込書(様式8)にて法人等名称、参加者氏名(各法人等2名まで)、担当者連絡先等を明記のうえ、平成27年8月25日(火)午後5時までにメールで(送信先 siteikanrisyaseido@city.osaka.lg.jp)大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課あて申し込んでください。持参、送付、ファックスによる受付

は行いません。

注意事項 ご来場にあたっては、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

(4) 募集に関する質問

質問については、質問票(様式9)に必要事項を記入のうえ、平成27年8月28日(金)午後5時30分までにメール(送信先 sitekanrisyaseido@city.osaka.lg.jp)で提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

なお、質問に対する回答は平成27年9月4日(金)頃に大阪市ホームページに掲載します。

14 指定管理予定者の選定

(1) 選定方針

指定管理予定者を選定する際の基本的な方針としては、条例第13条の規定に基づき、

此花作業指導所の利用について市民の平等な利用が確保されていること

此花作業指導所の設置目的に照らし、その効用を最大限に発揮するとともに、市費の縮減が図られるものであること

此花作業指導所の管理及び管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること

その他適正な管理を行うことに支障がないこと等を総合的な観点から公平かつ客観的に審査し選定します。

また、申請を行った者に対し、質疑・ヒアリングを行うことや、提案内容のプレゼンテーションを実施することがあります。

なお、申請者が1法人等であっても選定委員会で審査し、施設管理者としての適否を判断します。

(2) 選定項目等

選定項目及び配点は、次のとおりです。

施設の設置目的の達成及びサービスの向上		
《施設の管理運営》 設置目的に沿った管理運営方針・手法、平等利用の確保、当該施設に配置される職員の体制、危機管理・安全管理・虐待防止 等	20点	45点
《事業計画》 事業計画、サービス向上策、利用促進策、利用者満足度の把握(利用者モニタリング)、(自主事業案) 等	20点	
《施設の有効利用》 他施設との連携、地域との連携、市民・NPOとの協働 等	5点	

市費の縮減	30点
収支計画、支出見込み・収入見込みの妥当性 等	
申請団体	15点
経営方針、経営状況、同種施設の管理運営実績、専門性の有無、職員研修の実施 等	
社会的責任・市の施策との整合	10点
環境への配慮、就職困難者の雇用への取組み、個人情報保護に関する取組み 等	
計	100点

(3) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理予定者に選定します。

選定結果については、すべての申請団体の名称を含め、申請者全員に書面で通知するとともに、本市ホームページ等により市民に公表します。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、本市がその旨を公告します。

15 協定の締結

指定管理予定者と市は、協議のうえ、市会の議決を条件として基本協定を締結します。また、単年度における協定を締結します。

(1) 基本協定

- ・ 指定管理者の指定
- ・ 協定期間
- ・ 管理運営業務の範囲
- ・ 供用日又は供用時間の変更
- ・ 法令上の責任
- ・ 一括再委託等の禁止等
- ・ 権利義務の譲渡制限等
- ・ 秘密の保持
- ・ 事故等への対応
- ・ 文書管理及び情報公開
- ・ 個人情報等の保護
- ・ 個人情報等の管理
- ・ 大阪市行政手続条例の遵守等

- ・公正な職務の執行に関する責務
- ・暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入
- ・人権研修の実施
- ・職員の雇用【障がい者雇入れ計画書の提出があった場合】
- ・業務代行料の支払い
- ・利用料金等
- ・会計独立の原則
- ・施設、備品等の取扱い
- ・損害賠償に係る費用負担
- ・危険負担
- ・保険加入
- ・点検及び監督指導
- ・業務内容の変更、中止等
- ・事業報告書
- ・指定の取消し又は管理運営業務の停止
- ・指定の辞退等
- ・業務代行料の返還及び損害賠償
- ・指定取消し等の公表
- ・事情変更による指定の取消し等
- ・管理運営業務の終了に伴う原状回復
- ・引継ぎ
- ・施設の目的外使用許可
- ・不服申立てへの対応
- ・重要事項の変更届

(2) 年度協定

- ・管理運営業務の細目
- ・業務代行料の金額
- ・業務代行料の支払い
- ・協定期間

16 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項

- (1) 本事業の遂行に支障の生じるおそれがない場合、施設の余裕床面積部分の貸付を行う場合があります。
- (2) 指定期間中に本市の事務事業の見直しを実施した場合については、指定管理者と協議のうえ、仕様書の業務内容等を変更する可能性があります。詳細については協定書で定

めることとします。

- (3) 引き続きの利用を希望する現在の利用者については継続して利用契約を締結していただきます。原則として利用契約の締結は拒否できません。
- (4) 此花作業指導所の業務の引継ぎ期間については、大阪市会議決後から平成 28 年 3 月 31 日を予定していますが、期間中の引継ぎに要する費用については指定管理者の負担とします。
- (5) 本事業の実施にあたっては、指定管理者において、事業申請等必要な手続きを行い、所要の指定等を得ること。なお、これらに要する費用は指定管理者が負担とします。
- (6) 指定管理期間終了後の此花作業指導所の業務の引き継ぎについては、本市と協議して頂くこととなります。

17 担当

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市役所 6 階（東側）

電 話：06 - 6208 - 8075

メー ル：siteikanrisyaseido@city.osaka.lg.jp